

平成27年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	平成27年10月30日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員  出席 10名 欠席 0名  凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	平成27年10月30日午後3時00分			議 長	金 澤 克 仁
	閉会	平成27年10月30日午後5時06分			議 長	金 澤 克 仁
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	鐘ヶ江 礼生奈	○	16		
	2	海老原 弘	○	17		
	3	川 上 文 子	○	18		
	4	落 合 信太郎	○	19		
	5	渡 部 日出雄	○	20		
	6	石 井 めぐみ	○	21		
	7	川 又 貞 男	○	22		
	8	金 澤 克 仁	○	23		
	9	山野井 隆	○	24		
	10	加 増 充 子	○	25		
	11			26		
	12			27		
13			28			
14			29			
15			30			
会議録署名議員	3番	川 上 文 子		4番	落 合 信太郎	
職務のため議場に 出席した者の氏名	議会事 務局長	齊 藤 隆		議事係	近 内 伸一郎 宮 田 俊 明 西 島 淳	

地方自治法第1 21条により説明 のために出席 した者の氏名	管 理 者	藤 井 信 吾
	代 表 監 査 委 員	片 桐 弘 勝
	事 務 局 長	渡 邊 達 夫
	次 長	古 谷 勝 美
	次 長	川 上 雅 彦
	企 画 財 政 課 長	濟 賀 幸 夫
	業 務 課 長	前 島 修
	管 理 課 長	瀬 尾 誠
	施 設 課 長	舘 野 正 美
	工 務 課 長	穂 鹿 毅
	企画財政課長補佐兼企画調整係長	長 塚 学
	業務課長補佐兼業務係長	斉 藤 佐 武 郎
	管 理 課 長 補 佐	中 山 茂
	施 設 課 長 補 佐	渡 邊 敏 明
	工務課長補佐兼工務1係長	海老原 義 孝
総 務 課 検 査 係 長	谷 口 良 倫	

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

平成27年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

平成27年10月30日

午後3時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 承認第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）  
の専決処分の承認について
- 日程第5 報告第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計予算の繰越明許費に  
係る繰越計算書について
- 日程第6 報告第2号 平成26年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について
- 日程第7 認定第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定について
- 日程第8 議案第3号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第1号）

平成27年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 平成27年10月30日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
10月30日	午後3時00分	本会議	議会議場	一般質問 承認第1号 報告第1号 報告第2号 認定第1号 議案第3号

平成27年第2回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

平成27年10月30日（金曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後3時00分開会

○議長（金澤克仁君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成27年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

○

会議録署名議員の指名

○議長（金澤克仁君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、川上文子さん、落合信太郎君を指名いたします。

○

会期の決定

○議長（金澤克仁君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

一般質問

○議長（金澤克仁君） 日程第3，一般質問を行います。

一般質問は、前回定例会から、一括質問一括答弁制と一問一答制を各議員が選択して試行しています。念のために申し上げます。一括質問一括答弁制を選択して質問を行う議員は、従来どおりです。一問一答制を選択して質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。自己に関する質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

なお、一問一答制の制限時間は、申し合わせにより1人20分といたします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

川上文子さん。

○3番（川上文子君） 川上です。谷井田第1排水区の排水事業について伺いたいと思います。

昨年の10月に同地区の雨水冠水状態について、写真等の資料をもとに冠水の深刻な実態を紹介いたしまして、事業化を求めました。そのときに事務局長は、谷井田第1排水区については、雨水排水事業の優先区域であると考えております。今後、この問題解決に向けまして、議員ともども力を合わせて進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたしますとお答えになり、管理者からは、谷井田第1排水区を優先区域と考えて排水計画に向けた計画、手法の検討を関係部署と協議をしまいたいと考えておりますと答弁がありました。

その後、谷井田第1排水区の雨水事業について今年度どう取り組んできたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの川上議員のご質問にお答えします。

昨年10月31日に行われました当組合の第2回定例会におきまして、谷井田第1排水区の事業化についてのご質問をいただき、現況の詳細な調査を関係部局と協力しながら実施するとの答弁をさせていただきました。

その後、11月よりつくばみらい市上下水道課と現況調査に向けた協議を重ね、本年1月に県道取手つくば線の西側をつくばみらい市で、東側を本組合で現況調査を実施したところでございます。

○議長（金澤克仁君） 川上文子さん。

○3番（川上文子君） 調査をされたということで、調査の結果、どのような状況で、その後どのような対応を行ったのか伺いたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの川上議員のご質問にお答えいたします。

実際の調査の中で、県道付近の排水路の一部の路線におきまして土砂等の堆積が見られた状況でございました。その後、つくばみらい市により清掃等の実施に向けた検討をしていただき、本年4月につくばみらい市の建設課で県道付近の清掃を実施したところでございます。

○議長（金澤克仁君） 川上文子さん。

○3番（川上文子君） 清掃されたということですがけれども、昨年の18号台風のときの冠水状況の写真を昨年的一般質問でお示しをしたわけですがけれども、ことしも同じように18号台風で、大雨によって鬼怒川が決壊するという大変な事態となりました。常総市含め大

変な被害を受けたわけですけれども、我が市も含めて同時に大きな被害をもたらしました。

当然、昨年の大雨とことしの大雨では降り方が違うと思うわけですが、つくばみらい市の建設課で清掃を行う前と行った後と状況はどう変化しているのか、その点の確認はどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの川上議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、4月に清掃を行った後、9月に台風18号が上陸し、つくばみらい市におきましても甚大な被害をもたらしました。昨年と比較しますと、1日当たりの降雨量としては、今年の大雨が140ミリと多く降っておりますが、昨年の大雨におきましては2日連続で100ミリ以上の雨が気象庁館野観測所において観測されている状況でございます。

雨の降り方につきましては異なりますが、昨年の大雨時においては、議員にいただいた資料のとおり道路が冠水しておりました。今年の大雨時には、道路上少々の滞水は見られましたが、車の通行に支障はなかったということをつくばみらい市からも報告をいただいている状況でございます。

○議長（金澤克仁君） 川上文子さん。

○3番（川上文子君） うちのほうの担当課からも昨年とことしの状況について伺ったんですが、ことしの平成27年の台風18号というのは、9月7日の20時から9月10日の19時まで、流下雨量、合計の雨量ですけれども、182ミリということで、昨年の18号、10月5日の午前6時から10月6日の19時、夕方の7時までということで、流下雨量は238ミリということなんです。

確かに10日の降雨量というのは、大変ことし多かったですね、広島も雨と同じような線状降雨帯という一つの線のところがウワーッと降る、それが残念ながら鬼怒川のところの集中的な降雨による被害、決壊という事態を招いたということで、合わせる雨量ということからすると、昨年の18号のほうははるかに何日もかかりながら大変な雨量がということなので、ことしの台風18号の事態を見て、あの問題が解決をしたというのは、当然早計な判断だろうと思うんですね。

でも、確かに現状では、私も谷井田に住んでいまして、かつてあそこは雨が冠水しなくて、ある時期から次々たまり始めてこのところひどくなっているということからすると、この排水管の草やなんかの障害というのも多分大きかったのかもしれないとも思います。ですから、その除去がそれなりの役割を果たしているのかもしれないけれども、いずれにしてもことしの状況だけで物を判断することはできないので、今後、この谷井田第1排水区の雨水事業をどうやって取り組んでいくのかということについてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。



○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの川上議員のご質問にお答えします。

谷井田第1排水区におきましては、排水対策に向けた優先順位が高い区域と考えており、引き続き排水対策に向けた計画や整備手法の検討を、関係部局と継続的な協議をしてみたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 川上文子さん。

○3番（川上文子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。取り上げるまでもないように思ふんですが、取手地方広域下水道の下水道条例の第1条の2で、設置のところですが、組合は、生活環境の向上と公共用水域の保全を図るため、法第4条第1項の規定、法第4条第1項というのは下水道法の第4条の事業計画の策定のところですが。公共下水道管理者は、公共下水道を設置しようとするときには事業計画を立てなければならないという部分ですが、その規定によって認可を受けた事業計画の区域に公共下水道を設置するということが、設置の第1条の2項で定められています。そして、用語の定義の中で、下水というのは何かというと、汚水と雨水があるんだということで明確に定めています。

言うまでもないんですが、公共下水道組合というのは、市街化区域の汚水、雨水の対応を主体的に調査をして、検討して事業実施する、いわゆる独立の事業体だと思ふので、ぜひ事業計画を定めたところの責任の問題ですから、明らかに今回冠水によって生活環境が悪化している地域なわけですけれども、取手下水道組合の雨水事業を行う基本計画に定められた地域の中で起こっているわけで、ぜひ曖昧にすることなく、現地を正確に把握をしてしっかりと対応していただきたい。

いずれも来年選挙来るわけですけれども、私は立候補を予定していませんので、その意味でも、ぜひ忘れないでこの事業についてやっていっていただきたいなという思いを込めて、再度強く要望しておきたいと思ひます。

あわせて、時間がありますので、前回の同じこの問題の質問のときに、谷井田第3排水区について管理者がお答えになっているものが、現状とちょっと変わってきているので、この辺についても言及してお答えを願えたらなと思ふんですが、谷井田6区、谷井田7区の市道の排水の詳細計画を27年に実施していて、28年度末には工事が完了する見込みですとご答弁をされているんですけれども、実際には状況が少し変化しているようなので、さきの要望に対する思いとあわせて、その点についてもつけ加えてご答弁をお願いできたらなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの川上議員のご質問にお答えします。

ただいまのご質問の内容ですが、非認可区域の取り組みについてのお話かと思ひます。今年度の事業としましては、谷井田地区の北6区付近において雨水排水水路布設工事を実施しているところがございます。また、北7区付近の排水路におきまして、周辺地域の調査を実施したところ、中通川の近くに耕作している水田があり、排水路が水田の用水路と

して使用されているため、現況においては公共下水道として整備をすることができない状況でございます。

今後の整備につきましては、引き続き関係部局と協議を重ねてまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 川上文子さん。

○3番（川上文子君） あわせてぜひよろしくお願いをしたいということで、再度要望致します。以上、終わります。

○議長（金澤克仁君） 以上で川上文子さんの質問は終わりました。

続きまして、鐘ヶ江礼生奈さん。

○1番（鐘ヶ江礼生奈君） 1番鐘ヶ江礼生奈です。災害対策についてお伺い致します。

ことし8月、本組合議員の行政視察で仙台市南蒲生浄化センターを訪問いたしました。センターでは、3.11東日本大震災のときには浄化处理施設の10.5メートルにも達したという津波のつめ跡がまだ残っており、現在の復旧状況を視察してきました。

下水道施設は破壊されましたが、水道が復旧されれば下水道をとめることはできません。一刻も早くトイレの使用を可能にすることや、汚水の溢水防止のため、災害協定市との協力のもと早急に下水道処理施設の仮復旧工事が行われてきた経緯も伺ってきました。センターでは、日ごろからの避難訓練による迅速な避難行動で職員全員が無事だったとも伺っております。

そこで、本組合の災害対策について幾つか質問させていただきます。

まず、本組合独自の災害協定を結ばれている団体について、また、構成市災害対策本部からの情報をいち早く共有することが重要と考えますが、構成市との連携はどのように行われるのかお伺いします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの鐘ヶ江議員のご質問にお答えします。

本組合では、さきに発生しました東日本大震災を教訓としまして、地震、風水害、その他の災害による停電時におきましてマンホールポンプ施設などの使用を可能とするため、非常用発電機の賃貸借協定を管内3業者と締結し、緊急時に備えております。

また、市との連携につきましては、構成市において災害対策本部が立ち上がった際には、本組合においても同時に災害対策本部を立ち上げまして、市との連携調整を密にし、情報の共有化を図り、対応しているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 鐘ヶ江礼生奈さん。

○1番（鐘ヶ江礼生奈君） ありがとうございます。次に、本組合では、防災計画及び防災対策マニュアルについてどのように作成してあるのかお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの鐘ヶ江議員のご質問にお答えいたします。

防災計画、災害対策のマニュアルにつきましては、平成21年に取手地方広域下水道組合風水害対応処理マニュアルを作成しまして、平成26年度には下水道事業業務継続計画の簡易版を作成しているところでございます。

下水道業務継続計画とは、いわゆるBCPと言われるものでございます。

○議長（金澤克仁君） 鐘ヶ江礼生奈さん。

○1番（鐘ヶ江礼生奈君） 下水道事業業務継続計画、BCPというものについてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの鐘ヶ江議員のご質問にお答えします。

下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインの一つでございます。BCPとは、大規模な災害、事故、事件などにより職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、下水道が果たすべき機能を維持し、また、機能が中断しても許容される時間内に復旧できるようにするための計画でございます。

平成26年度に作成しましたのは、簡易版のため非常時対応の基礎的事項を整理したものとされており、組織体制の系統図の作成など体制を整えるものでございます。現在、大規模災害などに備えた網羅版の作成のため、内容を検討しているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 鐘ヶ江礼生奈さん。

○1番（鐘ヶ江礼生奈君） BCPについて網羅版はこれからということですが、次に災害に備えた訓練についてお伺いいたします。

災害発生時、迅速に現場確認や作業復旧ができるように職員の訓練は行われているのかお伺いします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 本組合では、火災発生時を想定した避難訓練を年1回実施しておりますが、防災訓練は実施してない状況にあります。BCP網羅版の作成後は、訓練を随時実施していく予定で考えております。

○議長（金澤克仁君） 鐘ヶ江礼生奈さん。

○1番（鐘ヶ江礼生奈君） BCPの策定後に行っていくということですが、迅速な対応と情報を共有するという上で構成市との防災訓練なども積極的に参加していただくなど働きかけすることも重要なことだと思います。また、近年、全国的に想定外の災害が発生しております。さまざまな状況を想定した訓練や被災地の状況をもとに、防災計画、防災対策マニュアルは随時見直していくことも必要だと思います。また、BCP作成時にもその辺を検討していただきながらお願いしたいと思います。

最後に、先般の台風18号の豪雨における下水道関連の被害状況とその対応をお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの鐘ヶ江議員のご質問にお答えします。

台風18号の被害状況でございますが、電話等の問い合わせで14件ほどございました。そのうち2件に関しては、下水道に関する内容ではございませんでした。残り12件につきましては、取手市内における水洗の流れが悪いという問い合わせがほとんどでございました。そこに即職員を現地に向かわせまして、排水管というか、汚水管が満管な状態なものですから、流れない状況なものですから、とりあえず現状の処理としては、節水を呼びかけまして、自然に水が引けば使えるという形の説明をした上で、問い合わせた方の納得をいただいて、かつ広報等にすぐ載せまして、その辺の周知をした状況でございます。

○議長（金澤克仁君） 鐘ヶ江礼生奈さん。

○1番（鐘ヶ江礼生奈君） 先般の台風の豪雨のときには大きな被害もなく、各家庭に職員が対応されたということで、大変ご苦労さまでございました。近年、本当に予想できない自然災害が多く見舞われる中で、組合として適切な対応はどこまでできるのかということが、利用者にとって心配なところです。

つくばみらい市の伊奈東地区は、組合より随分離れている場所で、特に一番低い場所です。職員が駆けつけるということも大変になってくる場所だと思いますので、これからしっかりと計画と、災害に備えた準備というのをさせていただきたいと思っております。これは要望になりますので、以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（金澤克仁君） 以上で鐘ヶ江礼生奈さんの質問は終わりました。

続きまして、加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。私のほうからは、自然災害から住民の命、財産を守る下水道整備の促進をという質問をさせていただきます。

まず初めに、取手地方広域下水道事業基本計画（雨水）の進捗状況を伺います。

この間の豪雨は、各地で大変な被害をもたらしております。とりわけ常総市で起きた被害は、私たちが住んでいるこの取手市でも、いつ起こるか心配は払拭できません。そうした中、平成18年に作成された基本計画について何点か伺います。

初めに、井野排水区長町樋管の計画では、貯留管設置、増補管、旧取手一中グラウンドに調整池設置計画がありますけれども、その具体的な内容、進捗状況について伺います。いかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えします。

雨水事業基本計画、井野排水区の進捗状況というご質問かと思いますが、井野排水区は、現在、公共下水道における雨水の事業計画区域外のため本組合としては未着手の状況でございます。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 公共下水道事業としては区域外だというお答えなんですけれども、今も先ほど皆さんから出されておりますけれども、雨が降る状況が今までとは違うという中で、緊急にその対策は進めていただきたいと切に思います。

そういう中で、この基本計画の中にもありますけれども、相野谷川の護岸整備が進まないもとので、この計画で指摘しておりますけれども、井野及び井野1号雨水幹線は能力不足ですと書いてあるんです。先日の台風18号では、スーパーカスミ周辺から吉田保育所、隣の子育て支援センターは冠水状態でした。こうした状況の改善について、やはり区域外ということだけではなく、この改善をしっかりと今後計画を進めていただきたいんですが、その点についてはいかがでございますか。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えします。

今後は、排水区の雨水対策につきましては、計画や整備手法、関係部局と協議し、検討していく考えでおります。よろしく申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今後は関係部局と検討していくということですが、進まなかったということはなぜなのかというのは、区域外というだけだったのでしょうか。それとも、その相野谷川との関係があったのでしょうか。もう少し具体的に。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） 今のなぜ進まなかったかの具体的理由ですが、井野排水区は、既に取手市で都市下水路事業として井野都市下水路というのが完成しているわけですね。その流末が利根川にある長町樋管から利根川に抜けていくと。当時の設計指針に基づいて断面とかつくってそれでやっているんですが、今のこの強さの雨とか、それでやると断面が不足しているということなので、一応都市下水路で整備してあるところにまた公共下水道の雨水が入るといった形になりますので、その辺はもう一度よく協議してやり方を決めないと、単独ではうちのほうでも進めないで、その辺は今後さらに詰めていくような必要が出てくると思います。

とにかく長町樋管が、利根川が増水すると自然流下で出ていきませんので、バックがかかる状態になっていますので、そういった点でも越水するような、水路から越水して冠水のようなことが実際に起こっておる状態だと思います。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） ちょっと苦しかったかなと思います。次は、青柳第3排水区の状況について伺います。新しく平成24年度変更認可によって、青柳第3雨水幹線、今、工事しておりますけれど、その進捗についてお願いします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えいたします。

青柳第3排水区の詳細な場所でございますが、取手市井野青柳地区におきまして、現在建設中の都市計画道路から旧焼却場のわきを抜けて相野谷川までの道路に雨水管布設工事を行うものでございます。

青柳第3排水区の整備におきましては、平成24年度に事業計画区域として、平成25年度には流末となる相野谷川に新しい流出口をつくりました。平成26年度からは、先ほど申し上げた道路に1,500ミリのボックスカルバートを埋設する工事に着手しまして、今年度施工している部分を合わせますと、約600メートルの雨水管布設工事を行っております。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） そうしますと、今進めているということですが、これが3・4・3号線とつながる時期はいつとなるのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまのご質問にお答えします。

平成28年度には、取手市の事業推進に対する協力もありまして、都市計画道路までの残り約370メートルの雨水管布設工事を行い、整備完了に向け事業を進めてまいります。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） わかりました。次に、2点目ですが、通告の②ですが、先ほどから出ております長町樋管の排水機能の抜本的強化をということで、この観点から伺います。

先ほども伺いましたけれど、この井野排水区长町排水樋管は、大雨のたびに内水排除ができず周辺の地域は冠水状態です。繰り返される地域住民の方はたまったものではないと、そういう声が頻繁に出されております。相野谷川の排水機場の能力と長町樋管でのポンプアップしている能力では、本当に40分の1とも言われています。そういう中で、排水機能の抜本的な強化が待たなしたという中で、組合での事業計画は今後いかがなんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えいたします。

井野雨水幹線流末の長町排水樋管の排水機能の抜本的強化についてのご説明をさせていただきます。

先般の豪雨による利根川の水位上昇に伴いまして、樋管ゲートを閉じた際に、井野排水区内において内水が排水できず浸水箇所が発生いたしました。長町排水樋管には排水機場がなく、強制排水ができないことが原因の一つであることは本組合においても認識しているところでございます。

今後、長町排水樋管の排水機能の抜本的強化につきましては、井野排水区の雨水対策と

同様に、計画や整備手法を関係部局と協議し、検討していく考えであります。どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 長町排水樋管の排水機場化を図るための調査が、平成15年に取手市で行われているんですね。そのときに、組合としては当然承知していることだと思いますけれども、そのときの取手市との協議というのはなかったのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

次長古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 平成15年のときに協議があったかないかという、記憶だけでまことに申しわけないんですけれども、私の記憶ではなかったと思います。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 大変、そういうこと申しわけございませんね。15年に取手市がやったとは聞いておりますが。

この長町樋管の排水機場化は、冠水被害、浸水被害が多い中でそういう調査がなされたと思うんですけれども、この原因は上流からの雨水によるもので、取手市のまちづくりによる影響からもたらされたものであるというのはよく私も承知しております。しかし、生活環境の向上という理念から考えれば、取手市も、そして下水道組合の責任もあると思うんですよね。その責任において解決すべきと思いますが、その考えは、先ほどから検討するというだけですか。責任はどのように受けとめていますか。

○議長（金澤克仁君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） 責任ということなんですけれども、先ほどから検討するとかそれだけだという話なんですけれども、ここの長町樋管の排水面積というのが200ヘクタールを超えております。200ヘクタールを超えているということは、1時間当たり100ミリの雨が降ると、要は10ヘクタール掛ける1なので、1メートルの調整池を設けた場合に10ヘクタールの土地が必要になると、そのような排水面積であります。現実には、あのそばでそのような土地を確保するのは困難ですので、基本的には機場が必要なのではないかと、そういう思いはあるんですけれども、その辺を突き詰めていくと、関係部局との協議にいつてしまうというのが事実でございます。

ですので、本当に根本的にどこから直すかというのは、検討となってしまうとしか言いようがありません。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 排水機場化は必要だという認識のもとで、そのために努力することも十分あるというご答弁と受けとめていいのでしょうかね。

そういう中で、地域住民の方からは、いつになったらそれを改善できるのか、それに答えるのが取手市でもありますし、組合でもあると思うんです。そういう中で、取手市と

本当に真剣に、本気になって検討していかないと、これは検討します、検討しますと何年かかってもできなくては困りますので、その辺について、肝に銘じて、絶対進めていくというお考えがあるのかどうか伺います。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えします。

肝に銘じて進めていくというよりも、これは継続して協議を進めて、どこが責任じゃなくて、市民の安全を考えれば進めていかなきゃならないことだと思いますので、時間的には申し上げられませんけれども、生命の安全が一番なので、その辺を十分考えた上で協議を進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 期間もいつになるかわからないということですが、肝に銘じてやると。そういう中で、その財源なんですけれども、市のほうで伺ってきましたら、放流量が毎秒26立米で考えると約23億円、今で計算すると30億円は超えるであろうと言われたんですが、この半分は、もし事業化すれば30億円が国の補助金が入ると思うんですが、そういう考え方で、進める場合は国の補助があるという認識の中で進めるということでもいいんですよね。私の認識で。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

済賀幸夫君。

○企画財政課長（済賀幸夫君） 実際の建設にかかる費用の話であれば、当然、補助対象でできる事業であれば、国庫補助金を活用してやっていくのが、一財の持ち出しがないので一番いい財源になると考えています。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） では、本当にこれを実現するためにも、より取手市と協議を進めて、住民の皆さんの安全、命を守るという観点からぜひ実現の方向に努力していただきたいと要望しまして、終わりといたします。

○議長（金澤克仁君） 以上で加増充子さんの質問は終わりました。

続きまして、石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） それでは、通告順に従って一般質問を行いたいと思います。

下水道組合では基本構想、基本計画、実施計画に沿って行っていると思いますが、排水対策の雨水管について実施率と進捗状況などを教えてください。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの石井議員のご質問にお答えします。

取手1号雨水幹線と下高井雨水幹線は、おおむね完了しております。取手駅西口の雨水管につきましては、繰越工事が完了しましたので、今年度舗装復旧工事を行い、完成とな



ります。

青柳の雨水枝線工事に関しましては、先ほどの加増議員への答弁のとおりでございます。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 質問を変えまして、近年の豪雨が原因で下水道組合の管理の雨水施設などで被害が発生したということで情報が入ってきましたが、そちらについてお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの石井議員のご質問にお答えいたします。

本組合が管理している雨水施設における豪雨による被害状況につきましては、平成26年になりますけれども、6月24日に発生しましたゲリラ豪雨で、取手市戸頭4丁目地内のマンホールが3カ所で急な雨水の流入により蓋が浮上し、周囲が冠水したことがございます。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 発生した原因とその後の対応についてお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 発生した原因につきましては、雨水管に樹木の根が張りつき、管内をふさいだことが原因ということで確認しております。

それと、その後の対応ですけれども、浮上した3カ所のマンホール蓋につきましては、現況の調査をした上で早急な対応が必要であると判断しまして、被害発生後速やかにマンホール蓋を浮上防止蓋に交換する安全対策を講じております。

また、雨水管につきましては、昨年9月管内に張りついた樹木の根の切断などを施工したんですが、予想以上に根が密集しており、切断作業が困難であると判断しまして、今年度におきまして、雨水管布設工事を、これはバイパスの工事なんですけれども、雨水管をそのまま使いまして、それと別にバイパス管をつくる工事を実施する予定でございます。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） それでは、被害発生箇所の安全対策についてお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 石井議員のご質問にお答えします。

安全対策ですが、本組合では、戸頭地区の車道に設置されているコンクリート蓋について、平成25年度から27年度の3カ年におきまして、スリップ及び浮上防止型の蓋に交換し、より一層の安全対策を講じておるところでございます。

なお、蓋の交換につきましては、長寿命化計画の一環として整備を行いまして、交付金の有効活用を図りまして財源の軽減を図っているところでございます。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） そのほかでも、下水道施設の安全対策を講じていればお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 今後の整備計画については、事業計画区域を優先的に整備いたしまして、その後は関係部局と計画を調整しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 先ほどの質問の中に答弁が入っていたかもしれないんですけども、もう一度お伺いするんですが、安全対策ということで、マンホール蓋の種類や維持構造について、もう少しお伺いできればと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

次長古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） ただいまの石井議員のご質問にお答えします。

私が、ちょっと理解度が足りないのかもしれないですけども、浮上防止型の蓋の構造は、雨水管の場合なんですけれども、管渠内に雨水が急激に流入した場合に、その雨水の流入により管内の空気が圧縮されまして、空気鉄砲のように空気が外へ出ようとするので、その空気が蓋を押し上げて蓋が飛んでしまうという状況が発生します。そのために、蓋が外れないように鍵がついておりまして開かないんですけども、そうすると空気の逃げ場がないので、ある程度蓋が浮いて空気は出ます。ただ、外れませんみたいな構造になっております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 空気が開いてちょっと浮くということなんですけど、その浮いて空気が逃げるという状況は、実際にそういう状況になることがあるんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） ただいまの石井議員のご質問にお答えします。

私は、現実には起きているところを見たことはございません。そういうことで日本全国事故等が起きたり、蓋が飛んだために人が落ちて死亡したという事故が発生していますので、そういう構造の蓋ができたということで理解しておりますので、どこか日本全国の中では起きるのではないかと考えております。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） ありがとうございます。取手市ではないということで認識いたしました。

次の質問に移ります。今後の雨水計画について、あればお伺いいたします。

○議長（金澤克仁君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの石井議員のご質問にお答えします。

今後の雨水計画につきましては、事業計画区域を優先的に整備いたしまして、その後関係部局と計画や整備手法を協議してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたし

ます。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） ありがとうございます。予測困難なゲリラ豪雨、そして短時間に起こる局地豪雨などの被害が各地域で起こっていますが、取手市でも9月10日の豪雨ではさまざまな地域で冠水している状況になっております。これを踏まえて、取手市と今後連携を図って、雨水計画の部分で認可区域などを取得し、今後広げていくことを提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） 今、石井議員さんがおっしゃったとおり、現在の事業計画区域の雨水をまず整備をして、さっきの下法の4条で事業計画を立てないと下水道事業は実施できないということでもありますので、新たな事業計画は、当然市と協議しながらその優先順位の地区を決めて事業計画を立てて、下水道組合の雨水でやるべきところはやっていくような考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 下水道組合でやっていただいたのは補助率も非常に高いですので、今後とも認可区域を広げていただくとともに、人命を含む大きな被害を最小化するとともに、下水道組合にできる対策を取り組んでいただければと思います。一般質問を終わりにします。

○議長（金澤克仁君） 以上で石井めぐみさんの質問は終わりました。

○

#### 承認第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

○議長（金澤克仁君） 日程第4、承認第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは、承認第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

歳出予算のうち、下水道費6億3,687万3,000円につきまして、事業進捗上やむを得ない事由により年度内完成が困難となり、繰越明許費を設定したものでございます。

本件につきましては、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分をし、同条第3項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

以上、承認第1号につきまして提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は、前回定例会から、申し合わせにより、一つの議事日程につき、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数の制限はありません。

念のために申し上げます。質疑を行う議員は、一般質問と同様、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質問席で待機し、2回目以降は質問席で行ってください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金澤克仁君） 挙手全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○

報告第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算について

○議長（金澤克仁君） 日程第5、報告第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 報告第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして提案理由の説明を申し上げます。

総務費及び下水道費におきまして、繰越明許費に係る繰越計算書を調製いたしましたの

で、地方自治法施行令第146条第2項によりご報告申し上げるものでございます。

以上、報告第1号につきまして提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。

報告第1号につきましては、報告案件でありますのでご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後3時56分休憩

---

午後4時04分再開

○議長（金澤克仁君） 再開します。

---

報告第2号 平成26年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について

○議長（金澤克仁君） 日程第6、報告第2号 平成26年度取手地方広域下水道組合資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 報告第2号 平成26年度取手地方広域下水道組合資金不足比率についてご報告申し上げます。

平成27年度に算定した平成26年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査意見書を付してご報告いたします。

○議長（金澤克仁君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。

報告第2号につきましては、報告案件のため、以上で終結いたしますのでご了承願います。

---

認定第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定について

○議長（金澤克仁君） 日程第7，認定第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 認定第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定について提案理由の説明を申し上げます。

近年の下水道事業は，施設の建設中心から，効率的な施設の維持管理と改築更新を中心とした管理運営の時代を迎えつつあります。また，今後の人口減少に伴う使用料収入の減少，老朽化した施設の改築等財政面も厳しくなることが想定されます。

本組合におきましても，管渠，処理場，その他の施設の長寿命化対策，経年劣化等による更新対応，これまでの投資コストの回収など，いわゆるアセットマネジメントの強化を実施し，適切な対応をとりながら事業を展開してまいりたいと考えております。

平成26年度は，枝線管渠工事として39ヘクタールの面的整備を実施し，公共下水道普及率で67.2%，汚水処理人口普及率では83.9%となりました。この汚水処理人口普及率とは，本組合の公共下水道事業のほか，一般的に下水道と言われる農業集落排水や合併浄化槽，コミュニティ・プラント事業を含めたものでございます。今後とも，これらの関係部局と連携協力し，市民の皆様の生活向上に寄与していく所存でございます。

また，主立った理由といたしまして，長寿命化計画により，老朽化した汚水中継ポンプ場機械及び電気設備の改築工事を実施いたしました。引き続き厳しい財政状況ではございますが，議会の皆様方を初め，構成市のご協力により事業を滞りなく執行できましたことに，改めて御礼を申し上げます。

今後とも，引き続き公衆衛生の向上，水環境の保全に努めてまいりますので，ご支援のほどよろしくお願いいたします。

さて，平成26年度一般会計決算につきまして概要を申し上げます。

当初予算として52億5,200万円とした予算を編成し，以後3回の補正予算を追加し，現計予算額58億422万6,000円といたしました。歳入決算額は52億3,977万1,785円，歳出決算額は50億6,913万965円で，歳入歳出差引額は1億7,064万820円であります。

平成26年度から平成27年度へ繰り越した事業の繰越額といたしましては，繰越承認を得ました繰越明許費で6億3,687万3,000円であります。

なお，事業の繰り越しにより6,483万円を翌年度へ繰り越すべき財源といたしますので，実質収支額は1億581万820円となっております。

歳入につきましては，分担金及び負担金が23億6,861万1,400円であります。その主なものといたしましては，構成市負担金が22億7,700万円，受益者負担金が9,127万3,900円となります。また，使用料及び手数料が11億5,188万6,025円あります。

次に，国からの収入といたしまして国庫支出金7億5,989万7,000円，財産収入といたし

まして財政調整基金利子 3 万 5,920 円, 財政調整基金からの繰入金といたしまして 2,052 万 4,000 円, 繰越金としまして 1 億 5,807 万 2,929 円, 諸収入として原子力損害における賠償金を含めまして 1,184 万 4,511 円, 組合債として 7 億 6,890 万円であります。

歳出につきましては, 議会費及び総務管理費, 監査委員費の経常経費が 2 億 3,384 万 7,083 円であります。

下水道整備費としましては, 処理場・管渠の建設事業費と建設に係る人件費等事務費で 18 億 601 万 3,973 円あります。面整備では, 取手地区 27 ヘクタール, つくばみらい地区 12 ヘクタールの整備であります。

下水道管理費につきましては, 下水道施設の維持管理費と, 維持管理に係る人件費等事務費で 7 億 6,174 万 7,653 円あります。

公債費であります, 平成 26 年度までに借り入れた地方債の償還元金及び利子の支出 22 億 228 万 6,336 円あります。

最後に, 諸支出金であります, 財政調整基金への積立額 6,523 万 5,920 円となっております。

以上, 平成 26 年度決算認定につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上, ご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお, 詳細につきましては事務局長よりご説明させますので, よろしくご説明申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 引き続き事務局長より補足説明を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 認定第 1 号につきまして補足説明をさせていただきます。お配りさせていただいております A 4 判縦の平成 26 年度一般会計決算書によりましてご説明させていただきます。そのほかに, A 4 判横の一般会計決算資料, A 4 判縦の整備済み図面を参考資料として配付させていただいておりますので, 参考にしていただきたいと思います。

まず, 歳入でございます。

一般会計決算書の 6 ページをお開きください。

款 1 分担金及び負担金, 項 1 負担金, 目 1 負担金は, 主なものとしまして構成市からの負担金でございます。

目 2 受益者負担金は, 過年度に賦課され分割で納めていただいている分と平成 26 年度に賦課された分で, 現年度分の納付件数で 4,032 件, 過年度分 444 件を収納したものでございます。なお, 不納欠損としまして 21 件, 金額としまして 238 万 3,100 円を欠損処分しております。欠損の主な理由としましては, 生活困窮などの理由によるものでございます。

次に, 款 2 使用料及び手数料, 項 1 使用料, 目 1 下水道使用料は, 現年度分としまして 41 万 291 件, 過年度分としまして 7,270 件を収納したものでございます。なお, 不納欠損と

しまして939件、金額としまして585万8,285円を欠損処分しております。欠損の主な理由としましては、転居先不明などによるものでございます。目2総務使用料は、職員の駐車場料金と自動販売機の設置使用料でございます。

項2手数料は、主に宅内排水設備関係の手数料でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

款3国庫支出金は、処理場、幹線管渠、枝線管渠工事等の国庫補助金で、現年度分の補助事業は工事と委託を合わせまして76本、前年度分として26本でございます。

款4県支出金は、科目のみの設定で歳入はございません。

款5財産収入は、財政調整基金の預金の利子でございます。

款6寄附金は、科目のみの設定で歳入はございません。

款7繰入金は、財政調整基金からの繰り入れでございます。

款8繰越金は、平成25年度の形式的収支額でございます。

10ページをお開きください。

款9諸収入は、主なものとしまして、雨水排水事業受託収入でございます。取手市の雨水排水事業であります野々井地区の雨水詳細設計を受託したことによる収入でございます。

款10組合債は、平成26年度下水道整備における補助事業完了分の裏負担の起債と単独事業に係る起債でございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

12ページをお開きください。

款1議会費は、議会関係の費用で187万9,705円を支出しております。執行率は90.3%でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員20名の人件費と庁舎管理の費用となっております。執行率は98.7%でございます。

次に、16ページをお開きください。

目2企画調査費は、上位計画であります利根川流域別総合計画の変更を受けまして、事業認可変更図書作成業務委託に924万4,800円を支出しております。その他設計指針改訂業務に356万4,000円、地方公営企業法に基づく企業会計の導入に伴う資産の調査、評価及び企業会計移行業務に750万6,000円を支出しております。執行率は、繰越事業を含めまして99.9%でございます。

項2監査委員費は、監査委員に係る費用でございます。

次に、款3下水道費、項1下水道整備費、目1整備総務費は、処理場、ポンプ場及び管渠工事等に係る総合的な経費でございます。支出の大半が人件費で、職員16名の人件費と派遣職員3名の負担金でございます。執行率は98.7%でございます。

続きまして、18ページをお開きください。

目2処理場建設費、節13委託料は、汚泥棟の耐震補強設計業務委託に567万円、県南クリ



ーンセンターにおける施設の長寿命化改築詳細設計業務委託に496万8,000円を支出しております。

次に、目3幹線管渠整備費は、幹線管渠整備に伴う費用で、執行率は、繰越事業を含めまして99.6%でございます。

節13委託料は、主に高須汚水中継ポンプ場の機械・電気設備改築工事に伴います施工監理業務委託でございます。

節15工事請負費は、2億7,251万3,100円を支出しております。主な工事としまして、取手地区の北部4号汚水幹線工事及び高須汚水中継ポンプ場機械・電気設備改築工事、長寿命化計画に伴う取手市新町1丁目、4丁目の管路施設の更生工事、つくばみらい地区の伊奈3号幹線工事でございます。詳細につきましては、一般会計決算資料の12ページに記載しております。

次に、20ページをお開きください。

目4枝線管渠整備費は、枝線管渠の設計業務委託と工事費用でございます。執行率は、繰越を含めまして98.7%でございます。

節13委託料は、取手地区の設計業務委託及び家屋等の調査に係る費用でございます。また、雨水分として、取手地区の詳細設計業務委託及びつくばみらい地区の詳細設計業務委託及び家屋等の調査に係る費用でございます。詳細につきましては、一般会計決算資料の11ページに記載しております。

節15工事請負費は、主に取手地区、つくばみらい地区の枝線管渠工事でございます。枝線附帯工事は、舗装復旧工事などでございます。詳細につきましては、一般会計決算資料の13ページから17ページに記載しております。

節22補償、補填及び賠償金は、管渠工事に伴うガス管等の移転補償でございます。また、家屋補償費は家屋等の補償でございます。

項2下水道管理費、目1管理総務費、これは下水道施設の管理に係る経常的な経費となっております。主なものとしまして、職員14名の人件費と下水道使用料の賦課徴収関係の費用でございます。執行率は98.5%でございます。

次に、22ページをお開きください。

目2広域処理場管理費は、県南クリーンセンターの管理に係る費用でございます。執行率は、繰越事業を含めまして90.6%でございます。

節13委託料は、県南クリーンセンターの維持管理業務委託と脱水ケーキ処分業務委託が主なものでございます。

次に、24ページをお開きください。

節15工事請負費は、処理場施設機器の改修工事でございます。詳細は、一般会計決算資料の18ページに記載しております。

次に、目3広域管渠管理費は、日常の管渠管理に係る費用で、繰越事業を含めまして執

行率は99.9%でございます。

節13委託料は、管渠の清掃業務委託とポンプ場の維持管理業務委託が主なものでございます。

次に、節15工事請負費は、ポンプ場施設の機器、污水管、人孔蓋の改修工事など日常的な維持補修に係る費用でございます。

次に、26ページをお開きください。

款4公債費は、昭和58年からの借り入れの償還金で、約140本分の元本と利子でございます。

次に、款5諸支出金、財政調整基金の積み立てでございます。

款6予備費は、広域処理場管理費の工事請負費等に充用してございます。

次に、28ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた1億581万円の実質収支額でございます。

次に、29ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。(2)物品でございますが、軽・貨物乗用車におきまして、リース契約に変更したことによる1台減となる状況でございます。

最後になりますが、30ページをご覧ください。

基金の残高は、平成27年3月31日現在で2億7,692万3,634円となっております。

以上、平成26年度一般会計決算につきまして補足説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金澤克仁君） 以上で議案に対する説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計歳入歳出決算についての審査結果及び審査意見を求めます。

代表監査委員片桐弘勝君。

○代表監査委員（片桐弘勝君） 既に、お手元に私ども監査委員の意見書のほうが配付されていると思いますので、読み上げましてご報告に代えさせていただきます。

去る8月24日、この事務所におきまして私と海老原監査委員の両名にて決算審査を実施いたしました。

管理者から審査に付されました平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれもその計数は正確であり、財務に関する事務の執行については適正に処理されているものと認められました。

意見を申し上げます。

平成26年度の日本経済は、不況から着実に持ち直し、穏やかな回復基調へと変化が見られました。

当組合の平成26年度の決算状況であります。国の社会資本整備総合交付金と防災・安

全交付金の活用により、事業は概ね順調に進捗されていきました。しかし、関係市においては依然として少子高齢化が一層進展する状況になっており、税収の落ち込みも予想されています。今後とも、将来の世代に過重な負担をかけないように留意されたいと存じます。

また、今後、管路や処理場など下水道施設が耐用年数を迎え、更新等のため多大な設備資金が必要と見込まれます。収益の根幹である下水道使用料及び受益者負担金の収納率向上、並びに未水洗化世帯に対する指導を強化するなど、関係市負担金に頼ることなく積極的な自主財源の確保に努めるよう要望いたします。

近年の使用料、受益者負担金の滞納対策においては、職員による重点的な滞納整理を実施し、新たな滞納者を抑制するなど収納対策の強化に取り組んではいるものの、依然として多額の不納欠損額が発生している状況であります。不納欠損処分は、負担の公平及び歳入の確保の面で影響が大きいことから、新たな滞納、不納欠損が生じないよう手段を講じるなど、今後とも慎重かつ厳正な対応を望むものであります。

また、収入未済額は、前年度に比べ487万円減少して6,490万円となり、前年度に引き続き減少となりました。今後も滞納の実態に応じた効果的な収納対策を進め、引き続き収入未済額の縮減に努めるよう要望いたします。

最後に、下水道は生活環境の改善、浸水の防除、利根川を初めとする公共水域の水質保全に大きな役割を果たす重要な都市基盤施設であることから、経営改革の推進に加えて財政健全化の強化に努め、限られた財源を中での一層の自助努力を望むものであります。

○議長（金澤克仁君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 先ほど監査委員の方からご意見がありました。その審査意見の中に、下段のほうなんです、収益の根幹である下水道使用料及び受益者負担金の収納率向上、並びに未水洗化世帯に対する指導を強化するなど、関係市負担金に頼ることなく積極的な自主財源の確保に努められたい。そして次のページには、今後も滞納の実態に応じた効果的な収納対策を進め、引き続き収入未済額の縮減に努められたいとありました。

この監査委員のご意見を受けて、執行部としてはどのように受けとめているのか、考えているのかお示してください。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

業務課長前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 加増議員のご質問にお答えしたいと思います。

下水道使用料、受益者負担金については、先ほども言われておりますが、下水道組合としても最も自主財源となっております。現在も、どうしても100%という収入にはなっていない状態です。100%にするというのには、担当者がこういうことを言うてはいけないのかもしれないけど、若干無理があるのかもしれませんが、限りなく100%に近づけるように

受益者負担金等については、催告書の発送や納付相談日を設けたり、戸別に訪問し納付相談をしたりして、少しでも滞納、未納額が削減できるように努力していますし、使用料につきましても、現在、県南水道やつくばみらい市さんの上下水道課のほうにお願いしているわけなんです。県南水道さんにつきましては、2年経過した場合に当組合のほうに未納額として戻ってきます。その未納額が戻ってきたのも、そのままにすることはなく、催告書の発送等をして未納額の削減に努めている状態でございますので、これからも引き続き未納額の削減をできるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今、納付相談とか催告書を発送してそれなりの未収額を改善していくというお答えでしたけれど、この一般会計決算資料の中で、5ページに現年度の受益者負担金の収納状況ということで、その中で取手市の場合、未納額が525万円あります、受益者負担。そして次の7ページのところには、使用料が取手だけで収入未済額が1,000万円あるんですが、この原因は何なのでしょう。

○議長（金澤克仁君） 前島 修君。

○業務課長（前島 修君） まず、受益者負担金のほうの未納額500万円という件なんです。例年、受益者負担金というのは約95%ぐらいの収入額という形になっておるんですが、平成26年度につきましては、大口さんが2件ほど、100万円以上になっている会社と個人の方なんです。破産等や会社の登記閉鎖とかありまして、繰り上げで交付要求とかしました関係上、調定額にだけ上がって未収という形になって、この200万円という数字がなければ例年どおり95%ぐらいの収納額があったのかなと思っております。

また、使用料、7ページのほうになるんですが、1,000万円未収入があるということなんです。先ほども言った、取手市ですと県南水道に徴収をお願いしているわけなんですけれども、歳入のサイクルと言ったらいいんでしょうか、納付書を発送して翌月で大体93%ぐらいの収入があるんですね。その後で、6カ月後ぐらいに、これは県南水道にお願いしているような形になってあれなんです。未納ですと給水停止とか給水停止予告というのがあって、そちらがある関係上、半年後ぐらいに最終的に入ってくる。そうすると、大体収納率が99.7%から99.8%まで上がる。ですから、ここで1,000万円ぐらい未納があるというのは、2月とか3月に賦課したものが来年度の8月とか7月にならないと入ってこなくなるんですね。過年度のこの収入が上がるという関係があるので、1,000万円という形で未納額が出てきてしまっているという現状なので、これは全部欠損とか未納で残るということではないので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 受益者負担のほうは大口のほうが破産ということでありました。それから、使用料は6カ月後ということで、そういう動きがある中で改善されていくよう

な話だったんですが、この中で私一番心配しているのは、年金世帯の人、低所得者の方々からの声として、払い切れないという声があるんですが、そういった状況はあるんでしょうか、受益者負担と使用料について。

○議長（金澤克仁君） 前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 使用料のほうになりますと、私が把握している段階でも、何人かは確かに金銭的に余裕がないという方はいますので、その方については分納という形をお願いしております。受益者負担金についても、やはり同じように、ちょっと生活が苦しいんだといった方もいらっしゃいます。そこまで立ち入った調査はしていませんが、そういった方とも納付相談しながら、1期分を半分にしながらやるとか、そういった形で納付相談などをしながらいただいているのが現状であります。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 受益者負担金についてなんですが、払わないという方もいらっしゃるかと思うんですが、そういう方への懲罰があるという話がされているんですが、実際どのようなになっているのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 現実のところ懲罰というものはないと思います。してないと思います。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 受益者負担について懲罰は、情報はあってもしてないという話なんですが、やはりその人その人の状況に応じた対応をこれから進めていただきたい。負担を押しつけるという一方的なやり方ではない方法をこれから進めていっていただきたいと求めて、終わります。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑のある方は。

川上文子さん。

○3番（川上文子君） 一つは、決算資料のさっきの加増議員の質問にありました5ページの受益者負担金の収納状況で、取手地区のところは分割の部分が74.5%と極めて低いんですが、今の説明だけでは、前年にも83.4と低いので、この実態の中側にあるものは何なのかということと、もう一つは、決算の30ページのところの基金です。毎年毎年増額で2億7,000万円と膨らんできているわけですが、財政調整基金のあり方についてどう考えているのか伺います。

○議長（金澤克仁君） 質問が二つあったので、まず一つ目の質問の答弁からさせていただきます。

答弁を求めます。業務課長前島 修君。

○業務課長（前島 修君） それでは、川上議員の質問に答えたいと思います。

決算資料の5ページ、分割分の未納額525万3,400円、収納率74.5%になりますが、先ほ

ど加増議員の質問にもございましたとおり、未納額2件の会社の倒産等の件をこの金額にのせているがために、調定額にのせているがために収納率が悪くなっている。隣の藤代地区、つくばみらい地区では95.8や93.0となっておりますが、その金額があるがために収納率が悪くなっている。ただ、100%にはなっておりませんので、この100%にならない分に関しては、先ほども言いましたとおり、催告書や戸別訪問等をして未納額は削減していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（金澤克仁君） 二つ目の質疑の答弁を求めます。企画財政課長濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） 基金の残高が、この30ページにありますとおり2億7,692万3,000円くらい、26年度末にはこのような残高になっております。

それです、取手地方広域下水道組合財政調整基金設置条例というものがござひます。その第1条に設置の目的というものがうたってあるんですが、ちょっと読ませてもらひます。第1条、災害復旧、地方債の繰上償還、その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、財政調整基金を設置すると、こういうふうになってひますので、このとおり災害、その他財源に不足を生じたときにこの基金から一般会計に繰り入れて、具体的にいひますと、構成市負担金、毎年幾らと計画立ててひますので、それを変更しなくてもやっていけるようにこの基金が必要になってくると思ひます。

では、積立残高は幾らまでがいいのかという質問かなと思ひたんですが、これについては、そのときの事業規模とかがありますので、当然、事業規模が多いときに構成市負担金が同じであればこの基金から一般会計に回す都合上ありますので、幾らという数字的なことはござひません。過去にはこれの倍ぐらい基金残高があつたときもござひます。

○議長（金澤克仁君） 川上文子さん。

○3番（川上文子君） 負担金についてなんですけれども、さっき200万円と説明をされたんですね。約10%ですから、確かに昨年から比べると10%の減で、その前が83.4%、前年も際立って取手地区が低いという現況をどう見ていて、どう対応してきたのかということなんです。

それから、基金についてですが、今年度の基金の状況、説明するまでもないですが、8ページのところで、当初では6,000万円繰り入れるんだよと、切り崩すんだよということで予定してひたものが、減額補正をされて、結果としては2,052万円の繰り入れということで、そして26ページの諸支出金のところで、基金の積み立て、これは前年度実質収支1億3,092万円の2分の1ということで6,523万円が積み立てられるということで、差額の4,400万円の増ということですね。

毎年、平成25年も前年度実質収支2分の1の積み立てが5,673万円、26年も今言ひましたように6,520万円、27年度も5,300万円、当初の繰り入れもそれぞれ25年も26年も6,000万円使うんだよと。実質的には25年で642万円、今回は2,000万円になるということで、それぞれの負担で組合というのは経営してひるわけですから、当初で事業についてそれぞれの自

治体に賦課できるという状況からすれば、どんどん膨らませていくというのはいかがかと思うんですよ。最大限基金を使って、災害のときに幾らかというところがあればですけども、例えば1億円だとすれば残りについては切り崩すと。予算の立て方についても、毎年1億円を超える残高が残るような予算の立て方というのは、現状からすれば、市町村だっとなるだけゼロに近い形にさせてもらって、最少必要な適正な金額の賦課をするという努力がもう少しされるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 川上議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに取手地区については、先ほどの200万円、280万円ほどになるんですが、それでも90%という形ぐらいしかないのかなと思っております。滞納者、未納者について戸別訪問とかの中では、これは住民のほうの一方的な意見なのかもしれませんが、銀行や市役所は土日が休みだといった形で、平日は休めないという形での住民さんが多くて払に行けないと。ですので、取手には駅前の窓口や、つくばみらいだとたしか偶数月は伊奈の庁舎があいているとか、そういったアピールもしてきてはいるんですが、確かに伸びない点もありますので、今年度まだ1回しかやってないんですが、土日に組合でも納付相談みたいな形で、土日午前中だけだと思うんですが、窓口あけておきますので来てくださいというような形で、試みをまだ1回しかしていませんので、実際に負担金のときは1人しか来ていただけませんでしたし、使用料で開庁やったときも6名ほどしか来てなかったんですから、これからも継続しながら、土日でも払えますよという形で、継続して開庁して自主納付していただけるように努力していきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

済賀幸夫君。

○企画財政課長（済賀幸夫君） 確かに、今、議員さんおっしゃられたとおり、平成26年度におきましては、繰入金で2,000万円、積み立てたのが6,500万円で、4,400万円ぐらいは基金がふえているような状態になっています。これは26年度でございます。その前年度も基金の残高がふえるような形になっているというのは事実でございます。

ただし、今、28年度の予算編成を今ちょうどやっております。まだ完全に集計はしていないんですけども、28年度からは、先ほども皆さん言っている施設の改築更新等の事業が多く出てきていまして、28年度はこの基金の残高が減りまして、積み立てより一般会計に基金から入れる金が大きくなってきますので、ここ2、3年はふえている状態になるんですが、今後はこれが下がってくるようなふうになってきます。

それにしても、構成市からの構成市負担金増額をお願いしてもなかなか難しいところもございまして、それをここで調整させていただくために、このぐらいの額は必要と考えております。

○議長（金澤克仁君） 川上文子さん。

○3番（川上文子君） 受益者負担金については、何しろ取れという話をしているのではなくて、状況に合わせて、加増議員も言われたように、実態に合わせた例えば減免だとか含めた何らかの対応が必要なのかどうなのかも含めてですが、ぜひ実態を正確に把握しながら対応していただきたいと思います。

それから、基金については、いずれ減るんだということですが、少なくともどんどんふえている現状から見れば、やっぱり財政の立て方の問題だと基本的に思うので、有効に税金が使われるためには、ためておくという行為は決して有効には使われませんから、特にこの組合負担というところからすれば、あり方をぜひ考えてほしいと思います。

ということで、組合の財政なので、あくまでもためていって運営していくというあり方の問題ではない財政ですから、極力負担金を適正な形で賦課していくということからすれば、残ったお金は次の年度で取り崩しをして次の事業に生かす形でどんどん使っていくということで、基金のあり方については市民の納得の得られる形にして金額も整理をして、了解得られるという形で議論していくということが大事だと思います。以上、終わります。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑ありませんか。

落合信太郎君。

○4番（落合信太郎君） 私も、先ほどの監査委員からの審査意見書の指摘に、未水洗化世帯に対する指導を強化するとありますけれども、取手市では、今後、未水洗化世帯に対する指導の強化の取り組みをどのように考えているか認識と、取り組みがされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

業務課長前島 修君。

○業務課長（前島 修君） 落合議員のご質問にお答えしたいと思います。

未水洗化家屋に対しての取り組みなんですけど、まず組合としましては、供用開始の告示をします。そうしましたら、全世帯に供用開始しましたというお知らせと、下水道組合のパンフレット等を改めてお届けに行っております。もちろんその場でいない方に関してはポスティングだけという形になりますが、いる方には、下水道が使えるようになりましたのでよろしくお願ひしますよという形で、なるべく早く水洗化お願ひしますという形でやっております。

また、そうしてもすぐに100%つないでくれるというわけではございません。3年目、4年目という形になったときにまだ未水洗化の家屋がある場合、ピックアップしまして、年間今のところは大体600世帯ぐらいをめどにしているんですが、そのぐらいに関して、さらにまたポスティングとか、会ってちょっと話したりとかという形で、水洗化の促進を図っているところでございます。



○議長（金澤克仁君） 落合信太郎君。

○4番（落合信太郎君） ありがとうございます。先ほどございましたように、取手市は高齢化と空き家も大分目立ってきております。そういった中で下水道の整備も進めていかなきゃいけないという中で、この未水洗化世帯に対して、本当に大事な収入源である取り組み、大変心配する部分でもあります。その辺ご認識みたいなものが、もし聞かせ願えればと思います。

○議長（金澤克仁君） 事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの落合議員のご質問にお答えします。

確かに、未水洗化の問題は難しい面がございます。取手の場合、超高齢化社会に突入していますので、その後の後継者の問題もありますし、空き家の問題確かに重要な問題でございます。その辺を1件1件つぶしながら、ローラー作戦じゃないですけども、1件1件その家族構成等を全部把握した上で、できるだけ水洗化というのを願いますような形しかないかと思うんですけども、あくまでも水洗化というのは環境の問題が一番大事な問題なものですから、その辺を十分説明させていただいて、ご理解いただいて、水洗化率を上げていきたいという形で組合では思っていますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（金澤克仁君） 落合信太郎君。

○4番（落合信太郎君） 粘り強く引き続きよろしくお願いします。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 平成26年度取手地方広域下水道組合一般会計決算の認定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金澤克仁君） 挙手全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

○

議案第3号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（金澤克仁君） 日程第8、議案第3号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般

会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは、議案第3号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,011万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を50億4,211万3,000円とするものであります。また、債務負担行為の追加をあわせて行うものであります。

補正の概要について申し上げます。

歳入につきましては、国庫補助金600万円の増、歳入歳出調整により繰入金4,000円の減、繰越金7,411万7,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、議会費において、先進地視察研修旅費が確定したことによりまして56万4,000円を減額するものでございます。

総務費におきましては、人件費における現員現給調整等により86万円を増額するものでございます。

続きまして、下水道費におきましては、人件費における現員現給調整や管渠清掃業務委託の増、また污水管布設替工事の増などを合算いたしまして2,681万7,000円を増額するものでございます。

最後に、諸支出金におきまして、前年度からの繰越金の2分の1以上の額を財政調整基金積立金として5,300万円を増額するものでございます。

以上、概要の説明でございますが、詳細につきましては事務局長よりご説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（金澤克仁君） 続いて、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 議案第3号についての補足説明をさせていただきます。

私からは、一般会計補正予算に関する説明書によりましてご説明させていただきます。

説明書8ページ、9ページの総括につきましては、先ほど管理者の説明のとおりでありますので、省略させていただきます。

まず、歳入でございます。

10ページをお開きください。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、国からの内示によりまして600万円を増額するものでございます。

款7繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、歳入歳出の調整により4,000円を減額するものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度からの繰越金7,411万7,000円を増額す

るものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

款1 議会費，項1 議会費，目1 議会費，先進地視察研修の旅費が確定したことにより56万4,000円を減額するものでございます。

款2 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費，現員現給調整によります人件費，先進地視察研修旅費の確定，請負差金による856万8,000円を減額するものでございます。

目2 企画調査費，事業管理計画制度の導入に伴う点検調査計画を追加するため，長寿命化基本計画策定業務委託といたしまして942万8,000円を増額するものでございます。

款3 下水道費，項1 下水道整備費，目1 整備総務費は，現員現給調整による人件費等で1,736万2,000円を増額するものでございます。

12ページをご覧ください。

目2 処理場建設費は，計画変更により場内安全対策工事を新設するため，広域処理場管理費から処理場建設費へ変更するものとし，540万円を増額するものでございます。

目4 枝線管渠整備費は，当初，組合施工としておりましたつくばみらい市山王新田地区の舗装復旧工事をつくばみらい市に工事を委託することに伴いまして，246万3,000円を委託料において増額し，工事請負費におきまして同額を減額するものでございます。

次に，項2 下水道管理費，目1 管理総務費は，現員現給調整等により人件費383万3,000円を減額するものでございます。

目2 広域処理場管理費は，計画変更により場内安全対策工事を新設するため，広域処理場管理費から処理場建設費へ変更するために540万円を減額するものでございます。

13ページをご覧ください。

目3 広域管渠管理費，節13委託料は，ときわ台道上地区の公共下水道への接続が全件完了に伴い，管渠清掃業務の委託を実施するため226万8,000円を増額するものでございます。

節15工事請負費は，主なものとしまして，井野台4丁目地内におきまして内面補修工事から布設替工事に工法を変更することに伴いまして，1,102万円を増額するものでございます。

続きまして，款4 公債費，項1 公債費，目1 元金につきましては，下水道管理費の増額により財源充当を変更するものでございます。

款5 諸支出金，項1 基金費，目1 財政調整基金費は，5,300万円を増額するものでございます。

続きまして，14ページをお開きください。

補正予算に伴う給与に関する内容でございます。

16ページをお開きください。

債務負担行為の調書でございます。昨年度と同様，経常経費に当たる委託料と使用料及

び賃借料の事項でございます。

以上、一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（金澤克仁君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 平成27年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金澤克仁君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（金澤克仁君） これにて本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成27年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり熱心なるご審議をいただき、まことにありがとうございました。

午後5時6分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

議 長 金 澤 克 仁

署 名 議 員 川 上 文 子

署 名 議 員 落 合 信 太 郎